

# 平成25年度予算見積調書

課室名：消防防災課  
 担当名：消防・調整担当  
 内線：8152

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B29	救急救命士養成所移転整備事業費		一般会計	総務費	防災費	消防防災費	救急救命士養成所運営費	
事業期間	平成25年度～平成25年度	根拠法令	救急救命士法第34条		戦略項目	05 大規模災害への備え		
					分野施策	010501 危機管理・防災体制の強化		
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>救急救命士養成所は現在さいたま市桜区にある大久保合同庁舎内に設置されているが、大久保合同庁舎は解体準備のため平成25年度末までしか使用することができない。そのため救急救命士養成所を他に仮移転する。</p> <p>(1) 救急救命士養成所移転整備事業費 1,470千円</p>			<p>(1) 事業内容                      ア 救急救命士養成所移転整備事業費 1,470千円                      救急救命士を養成するための養成教育訓練及び事前教育訓練並びに救急救命士の拡大された処置範囲に対応するための特別教育訓練を行う救急救命士養成所を浦和大久保合同庁舎から他に移転するために必要な費用。</p> <p>(2) 事業計画                      平成25年度末 大久保合同庁舎から移転                      平成25年度から平成27年度 さいたま新都心医療拠点整備                      平成28年度 さいたま新都心医療拠点整備に係る付加機能として移転</p> <p>(3) 事業効果                      救急現場及び搬送途上において高度な応急処置を実施することができるので、県民の救命率の向上を図ることができる。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況                      各消防本部から実習指導員を派遣していただく等、県内の各消防本部と連携して、教育訓練を実施している。</p> <p>(5) その他                      浦和大久保合同庁舎は平成25年度末に庁舎管理者である衛生研究所が移転し、平成26年度から解体準備が始まり、平成27年度に解体が行われる予定となっている。このため救急救命士養成所も平成25年度末から、埼玉新都心医療拠点が整備される平成27年度までの間、仮移転する必要がある。                      救急救命士養成所の仮移転先については、県有施設を基本として検討を行っている。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
県 (10/10)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.1人=950千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	1,470						1,470	1,470
前年額	0						0	